

広島県警察本部公告第 312 号

次のとおり一般競争入札に付すこととしたので、広島県契約規則（昭和 39 年広島県規則第 32 号）第 16 条の規定により公告する。

令和 6 年 12 月 25 日

広島県警察本部長 則 包 卓 嗣

1 事業内容

(1) 事業名

広島県運転免許センター売店及び自動販売機設置運営事業

(2) 業務の仕様等

広島県運転免許センター売店及び自動販売機設置運営事業仕様書による。

(3) 貸付期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

(4) 貸付場所及び面積

貸付施設の概要（別添設置場所見取図を参照）

事業	貸付場所		位置図	貸付範囲	備考
売店	2階	講習室横	①	21.82 m ²	間口にパイプシャッター有り
自動販売機	屋外	正面南東側案内板前	②	1.53 m ²	設置希望台数 1 台
	1階	エントランス出入口横	③	4.00 m ²	設置希望台数 2 台
	2階	売店横	④	0.64 m ²	設置希望台数 1 台
		講習室前待合ホール	⑤	4.49 m ²	設置希望台数 3 台
	3階	E V 横待合ホール	⑥	1.37 m ²	設置希望台数 1 台
	4階	講習室前待合ホール	⑦	3.90 m ²	設置希望台数 3 台
5階	講堂横待合ホール	⑧	2.53 m ²	設置希望台数 2 台	

※ 1 営業日は、広島県運転免許センター開庁日とする。

なお、開庁日は、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、振替休日及び年末年始（12/29～1/3まで）を除く日とする。

※ 2 貸付面積には、転倒防止器具、放熱余地、飲料の回収ボックスの設置部分を含むものとする。

(5) 入札方法

貸付期間中の年額の貸付料で入札に付する。

(6) 入札書の記載方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する金額を加算した金額（10 パーセントを加算した結果 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約しようとする希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること。

(2) 本件入札の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 4 号まで、又は第 6 号の規定に該当しない者であること。

(4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。

- (5) 法人にあつては広島県内に本店、支店又は営業所等を有し、個人にあつては広島県内で事業を営んでおり、迅速かつ具体的な連絡・調整が可能な者であること。
- (6) 売店及び自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する実績を3年以上有していること。
- (7) 広島県税及び地方法人特別税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

3 入札手続等

- (1) 広島県運転免許センター売店及び自動販売機設置運営事業者募集要領及び仕様書等の交付場所、交付期間及び入手方法

- ア 交付場所

- 〒730-8507 広島市中区基町9番42号
広島県警察本部総務部施設課管財係（広島県庁舎東館15階）
電話（082）228-0110(内線2271)

- イ 交付期間

- 令和6年12月25日（水）から令和7年1月14日（火）まで（土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日を除く。）の午前9時から午後4時までの間、随時交付する。

- ウ 入手方法

- 上記アの場所で直接受け取る、又は広島県及び広島県警察ホームページに掲載しているデータのダウンロードのいずれかの方法による。

- (2) 入札参加資格の確認

- ア 本件一般競争入札への参加を希望する者は、募集要領に明記されている入札参加資格確認申請書、誓約書のほか必要な添付書類（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- 確認の結果、入札参加資格に適合するとされた者に限り入札の対象とする。

- イ 提出先

- 上記(1)アの場所

- ウ 提出期限

- 令和7年1月14日（火）午後4時

- エ 提出方法

- 持参又は郵送（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。）による。ただし、郵送による場合は、上記ウの期限までに必着することとする。

- オ 入札参加資格の確認結果の通知

- 令和7年1月17日（金）までに通知する。

- (3) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

- ア 日時

- 令和7年2月3日（月）午前10時

- イ 場所

- 広島市中区基町9番42号
広島県庁舎東館 広島県警察本部12階入札室

- ウ 入札書の提出方法

- 持参による。

4 落札者の決定方法

- (1) 広島県契約規則第19条の規定により定められた予定価格以上で最高価格をもって入札をした者を落札者とする。

- (2) 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、施行令第167条の9の規定により、その場で直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。当該入札者のうちくじを引かない者（開札に立ち会っていない者を含む。）があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札者に求められる義務

入札者は、契約を担当する職員から入札参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、自己の費用負担のもとでこれに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者による入札、入札に際しての注意事項に違反した入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者による入札その他広島県契約規則第 21 条各号に該当する入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 現地確認

現地確認を希望する場合は、6 の問合せ先に申し出ること。

(7) その他

詳細は、広島県運転免許センター売店及び自動販売機設置運営事業者募集要領による。

6 問合せ先

〒730-8507 広島市中区基町 9 番 42 号

広島県警察本部総務部施設課管財係（広島県庁舎東館 15 階）

電話（082）228-0110(内線 2271)

メールアドレス psokanzai@pref.hiroshima.lg.jp